

# 滄水会 通常総会

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長団選出
4. 議事
  - 第 1 号議案 事業報告
  - 第 2 号議案 個人情報保護規則（案）
  - 第 3 号議案 収支決算報告および監査報告
  - 第 4 号議案 会則改正（案）
  - 第 5 号議案 事業計画（案）
  - 第 6 号議案 予算（案）
  - 第 7 号議案 役員改選
5. 議長団解散
6. 新役員挨拶
7. 閉会の辞

# 事業報告

## 1. 事業概要 (2011年9月1日～2014年9月30日)

- ① 滄水会通常総会の開催
- ② 会員交流イベント (ホームカミングデーの開催: 2011年11月12日、職業大学園祭 喫茶コーナー: 2012年11月3～4日)、職業大フォーラム・アジア職業訓練シンポジウムへの後援: 2012年12月6～7日、2013年11月29～30日)
- ③ 滄水会賞の授与 (計21名に授与)
- ④ 滄水会ニュースの発行 22号 (2012年7月)、23号 (2012年7月)、24号 (2013年7月)
- ⑤ 広報活動 (ホームページ更新)
- ⑥ 入学式・卒業式への出席
- ⑦ 卒業生に対する入会案内
- ⑧ 学園祭への援助
- ⑨ 滄水会データベースの管理・更新
- ⑩ 会員名簿発行準備

### 滄水会賞受賞者

2011年度(平成23年度)

No.	所属学科	氏名
1	精密機械システム工学科	竹内 静香
2	精密機械システム工学科	道井 直也
3	機械制御システム工学科	山崎 貫太郎
4	電気システム工学科	吉岡 大貴
5	電子システム工学科	瀧内 なつみ
6	電子システム工学科	KAROON PRASANSUKLARP
7	情報システム工学科	MAHANAMA SIRIWARDENA KULASARA
8	情報システム工学科	SIRIMAS SUMANAPHAN
9	通信システム工学科	吉田 成輝
10	建築システム工学科	SUON SENG
11	建築システム工学科	吉本 真理

2012年度(平成24年度)

No.	所属学科	氏名
1	機械システム工学科	相馬 圭治
2	電気システム工学科	廣川 雅也
3	電子情報システム工学科	細井 遼太郎
4	電子情報システム工学科	吉用 利哉
5	建築システム工学科	中村 真意

2013年度(平成25年度)

No.	所属学科	氏名
1	機械システム工学科	梶原 彬
2	電気システム工学科	江崎 暢章
3	電気システム工学科	富田 浩勢
4	電子情報システム工学科	室伏 竜之介
5	建築システム工学科	小泉 達郎

## 2. 主な活動・会議経過

<hr/>	
<2011年度> (平成23年度)	
<hr/>	
2011. 9. 6	第4回 学内理事会 (通常総会について他)
2011. 9.10	通常総会 [於：相模原市民会館]
2011. 9.20	第5回 学内理事会 (ホームカミングデーについて他)
2011.10. 5	第6回 学内理事会 (通常総会等の収支報告について他)
2011.11.12	ホームカミングデー [於：職業大 相模原キャンパス]
2011.12. 5	第7回 学内理事会 (滄水会賞審査委員会について他)
2012. 1. 5	第8回 学内理事会 (滄水会賞審査委員会について他)
2012. 2.23	第17回 滄水会賞審査委員会 [於：ヒルトン東京]
2012. 3.15	第9回 学内理事会 (理事会について他)
2012. 3.22	理事会 卒業式・滄水会賞授与式 (長期課程 第48期生) (服部会長・小路副会長出席)
<hr/>	
<2012年度> (平成24年度)	
<hr/>	
2012. 4. 4	入学式 (総合課程 第1期生) (服部会長・小路副会長出席)
2012. 4.24	第1回 学内理事会 (滄水会ニュースについて他)
2012. 7. 1	滄水会ニュース (第22号) 発行
2012. 9.25	第2回 学内理事会 (滄水会名簿の更新他)
2012.11. 3 ~4	職業大学園祭 喫茶コーナー [於：職業大 相模原キャンパス]
2012.11.27	第3回 学内理事会 (滄水会名簿の状況確認他)
2012.12. 6 ~7	アジア職業訓練シンポジウム
2013. 1.31	第4回 学内理事会 (滄水会名簿の更新他)
2013. 2.18	第18回 滄水会賞審査委員会 [於：ヒルトン東京]
2013. 3. 4	第5回 学内理事会 (事務所の移転他)
2013. 3.21	理事会 卒業式・滄水会賞授与式 (長期課程 第49期生) (服部会長・小路副会長出席)
<hr/>	
<2013年度> (平成25年度)	
<hr/>	
2013. 4.10	入学式 (総合課程 第2期生) (服部会長・小路副会長出席)
2013. 7. 1	滄水会ニュース (第23号) 発行
2013.10.29	第1回 学内理事会 (名簿作成に向けた段取りについて他)
2013.11. 6	第2回 学内理事会 (名簿作成に向けた段取りについて他)
2013.11.29 ~30	職業大フォーラム2013 (基調講演、特別講演、アジア職業訓練シンポジウム)
2014. 1.28	第3回 学内理事会 (滄水会賞審査委員会について他)
2014. 2.10	第19回 滄水会賞審査委員会 [於：ヒルトン東京]
2014. 2.18	第4回 学内理事会 (名簿作成に向けた段取りについて他)
2014. 3.20	理事会 卒業式・滄水会賞授与式 (長期課程 第50期生) (服部会長・小路副会長出席)
<hr/>	
<2014年度> (平成26年度)	
<hr/>	
2014. 4. 9	入学式 (総合課程 第3期生) (服部会長・小路副会長出席)
2014. 5.15	第1回 学内理事会 (名簿、調査用紙について他)
2014. 7. 1	滄水会ニュース (第24号) 発行
2014. 8.26	第2回 学内理事会 (名簿、調査用紙について他)
2014. 9. 4	第3回 学内理事会 (会員の連絡先調査状況、名簿について他)
2014. 9.29	第4回 学内理事会 (会員の連絡先調査状況、名簿について他)

# 個人情報保護規則(案)

※ 平成26年3月20日に制定したプライバシーポリシーの規定化(案)です。

個人情報保護規則

平成26年10月18日制定

(目的)

第1条

この個人情報保護規則は、職業能力開発総合大学校滄水会(以下「滄水会」という)が保有する個人情報提供者の個人情報を適正に取扱うための必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、管理、利用を図り、基本的人権の尊重とプライバシー保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものも含む。)をいう。

2 会員とは滄水会の会員をいう。

(責務)

第3条

滄水会は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の人権や利益が侵害されることのないよう、研修等の必要な措置を講じ、役員、役職者、支部役員、事務職員の情報倫理意識を高揚するよう努めるものとする。

2 滄水会の役員、役職者、支部役員、事務職員は、職務上知り得た個人情報を漏洩し、また不正な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の利用目的)

第4条

滄水会は、会員の相互連携のために必要と判断する情報を下記の目的達成に必要な範囲でのみ収集・管理・利用する。

- 1 総会の開催
- 2 会報の発行
- 3 会員名簿の調整及び発行
- 4 講演会及びその他の集会の開催
- 5 職業能力開発総合大学校在学生の学内・外における諸活動・行事への協力
- 6 その他上記各号の目的を達成するために必要と認める事業

#### (個人情報の収集)

##### 第5条

滄水会は、前条に定める目的達成のために必要な範囲において個人情報を収集するものとする。

- 2 滄水会は、個人の思想、信条、信仰、心身の状況、資産、社会的状況などに関する情報の収集は行わないものとする。

ただし、次に掲げる各号については適用しない。

- (1) 法令の特別な規定に基づく場合。
  - (2) 本人の明示的な同意がある場合。
  - (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 3 滄水会は、個人情報の収集にあたっては、収集の目的をできるだけ具体的に明示するものとする。
  - 4 滄水会は、個人情報を適正かつ公正な手段によってのみ収集するものとする。
  - 5 滄水会は、本人の明示的な同意がある場合に限り個人情報を収集することを原則とする。

ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 職業能力開発総合大学校より収集するとき。
- (2) 法令の特別な規定に基づく場合。
- (3) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要する場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 出版、報道等により、すでに公にされているとき。

#### (個人情報の管理)

##### 第6条

滄水会の会長及び支部長（以下「情報管理責任者」という）は、個人情報の保護と正確性を維持するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 情報管理責任者は、個人情報の漏洩、改ざん、滅失または毀損を防止するため、適切な保護体制を整備しなければならない。
- 3 情報管理責任者は、滄水会本部及び各支部の個人情報の収集、利用、提供、保管に関する適切な手続きを定めることができる。
- 4 情報管理責任者は、滄水会の事務職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、滄水会の事務職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 5 情報管理責任者はその責により、個人情報を保有する各事務局に必要な応じて情報管理担当者を置き、その権限の一部を委譲することができる。

#### (個人情報の利用)

#### 第7条

滄水会は、第4条に定める目的達成のために必要な範囲において、個人情報を利用しなければならない。ただし、次に掲げる各号については、この限りではない。

- (1) 本人の明示的な同意があるとき。
- (2) 法令または滄水会の定める規程等によって、収集するとき。
- (3) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要する場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### (個人情報の提供)

#### 第8条

個人情報の提供とは、滄水会が保有する個人情報を、滄水会以外の機関・団体、または本人以外の個人等に渡すことをいい、複写、口頭、その他一切の伝達技術を含むものとする。

- 2 滄水会による個人情報の提供は、第4条に定める目的達成のために必要な範囲において、その提供する個人情報の内容、目的、提供先を明示した上で、本人の同意を得て行うものとする。
- 3 情報管理責任者は、次に該当する場合に限り、本人の同意を得ることなく個人情報を提供することができる。
  - (1) 法令の定めのあるとき。
  - (2) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要する場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 会員間の情報照会に対応する場合で、必要かつ相当であるとき。
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意

を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の委託処理)

第9条

滄水会が、個人情報の処理等を委託するなど、個人情報を他に預託する場合は、契約等により次に列挙する内容を規定し、当該委託先に対して個人情報取扱いの基準を担保するなど適切な措置を講じなくてはならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持
- (2) 個人情報取扱いに関する安全保全
- (3) 再委託に関する事項
- (4) 個人情報取扱いに関する事故時の責任配分
- (5) 契約終了後における個人情報の返却および消去

(個人情報の開示等)

第10条

開示とは、本人の個人情報の内容が事実にもとづき正しく記録されているかを、本人が確認するために、その個人情報を遅滞なく本人に提示することをいう。

- 2 滄水会は、その保有している個人情報について、個人情報の種類、収集、目的、保有期間、情報管理部署を明らかにしなければならない。
- 3 情報管理責任者は、会員から当該本人が識別される保有個人情報の開示を請求されたときは、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その理由を明らかにした上で、その全部または一部について開示しないことができる。
  - (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 滄水会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 法令に違反することとなる場合
- 4 情報管理責任者は、会員より当該本人の個人情報に関して利用目的の通知、訂正または利用停止等を請求された場合、第4条に定める目的達成のために必要な範囲において遅滞なく調査を行い、当該請求に理由があると認めるときは、利用目的の通知、訂正または利用停止等のしかるべき措置をとらなければならない。
- 5 前2項に基づく請求の窓口は、以下のとおりとする。

記

滄水会事務局

〒187-0035

東京都小平市小川西町2-32-1 職業能力開発総合大学校内 滄水会事務局

E-mail: sousuikai@uitec.ac.jp

FAX: 042-346-7879

(個人情報の廃棄)

第11条

滄水会は、第4条に定める利用目的達成のために不要であることが明らかとなった個人情報については、法令その他の規程に定めのある場合を除き、安全かつ確実な方法で速やかに廃棄しなければならない。

(個人情報のコンピュータ処理)

第12条

滄水会は、個人情報のコンピュータ処理を行うときは、入力、参照、更新、削除等の権限を明らかにするとともに、漏洩、障害、事故等に対する適切な安全対策を講じなければならない。

(規程の解釈)

第13条

この規程の運用にあたって、解釈、取扱、適用などに疑義の生じた場合、情報管理責任者は適切な改善策を講じなければならない。



## 収支決算報告及び監査報告

2011年9月1日～2013年9月30日

## (1)一般会計

収入の部				
項目	決算額(イ)	予算額(ロ)	増減(イ-ロ)	備 考
前期からの繰越	3,413,959	3,413,959	0	
終身会費	5,545,503	3,880,000	1,665,503	特別会計1の平成23～25年度卒業生終身会費、前受金利息、卒業生終身会費
広告料	0	400,000	-400,000	広告掲載なし
雑費	29,440	10,000	19,440	利息等
合計	8,988,902	7,693,959	1,284,943	

支出の部				
項目	決算額(ハ)	予算額(ニ)	増減(ニ-ハ)	備 考
総会費	447,368	1,200,000	752,632	講師料(300,000)、会場費(35,798)、その他(111,570)
会員データベース更新・管理費	590,294	600,000	9,706	契約・管理会社 廣済堂(3年分)
新入生入会案内	16,065	150,000	133,935	
滄水会ニュース	3,000,744	3,000,000	-744	滄水会ニュース(22号～24号)印刷代及び送付代
滄水会賞費	849,595	1,000,000	150,405	2011～2013年度分
事務費	389,582	200,000	-189,582	個人情報保護規則、たましん口座開設費を含む
通信費	132,120	50,000	-82,120	郵便後納代を含む
会議費	38,900	100,000	61,100	
雑費	297,352	100,000	-197,352	ホームカミングディ、アジア職業訓練シンポジウム、慶弔費、口座徴収料負担等
合計	5,762,020	6,400,000	637,980	
次期繰越	3,226,882			

※2008年以降より懇親会費の項目は削除。懇親会費で残が出た場合には、一般会計収入の部の雑費に計上することとした

## (2)特別会計1:新入生前受金

収入の部				
項目	決算額(ホ)	予算額(ヘ)	増減(ホ-ヘ)	備 考
平成24年度新入生 前受金	540,000	800,000	-260,000	
平成25年度新入生 前受金	560,000	800,000	-240,000	
平成26年度新入生 前受金	640,000	800,000	-160,000	
合計	1,740,000	2,400,000	-660,000	

支出の部				
項目	決算額(ト)	予算額(チ)	増減(チ-ト)	備 考
一般会計の終身会費	2,230,000	1,550,000	-680,000	平成23年度卒業、修了に伴う一般会計への移し替え
一般会計の終身会費	1,560,000	1,180,000	-380,000	平成24年度卒業、修了に伴う一般会計への移し替え
一般会計の終身会費	1,350,000	1,140,000	-210,000	平成25年度卒業に伴う一般会計への移し替え
雑費	35,503	10,000		
合計	5,175,503	3,880,000	-1,295,503	

## (3)特別会計2:滄水会基金

収入の部				
項目	決算額(リ)	予算額(ヌ)	増減(リ-ヌ)	備 考
前期からの繰越	14,102,656	14,102,656	0	前期より定期預金のため解約せず
雑費	9,361	10,000	-639	受取利息
合計	14,112,017	14,112,656	-639	

支出の部				
項目	決算額(ル)	予算額(ヲ)	増減(ヲ-ル)	備 考
支出	0	0	0	
合計	0	0	0	
次期繰越	14,112,017			

## (4)特別会計3-1:維持寄付

収入の部				
項目	決算額(ワ)	予算額(力)	増減(ワ-力)	備 考
前期からの繰越	1,579,044	1,579,044	0	
維持寄付	761,490	800,000	-38,510	ホームカミングデイ、喫茶コーナーでのカンパを含む
雑費	1,723	0	1,723	利息
合計	2,342,257	2,379,044	-36,787	

支出の部				
項目	決算額(ヨ)	予算額(タ)	増減(タ-ヨ)	備 考
支出	0	0	0	
合計	0	0	0	
次期繰越	2,342,257			

## (5)特別会計3-2:維持寄付(生協)

収入の部				
項目	決算額(ワ)	予算額(力)	増減(ワ-力)	備 考
口座開設費	101,000	0	101,000	
維持寄付	12,348,542	0	12,348,542	
雑費	903	0	903	利息
合計	12,450,445	0	12,450,445	

支出の部				
項目	決算額(ヨ)	予算額(タ)	増減(タ-ヨ)	備 考
支出	0	0	0	
合計	0	0	0	
次期繰越	12,450,445			

## 会計監査報告書

2014年10月16日

滄水会  
会長 服部 信治 殿

滄水会  
会計監査

鈴木重信



磯野宏秋



滄水会会則第13条の4に基づき2011年9月1日～2014年9月30日の期間の会計全般について監査した結果、各項目について適切に事務処理されていることを認めましたので報告いたします。

## 第4号議案

# 会則改正（案）

### ◆滄水会会則

#### 第1章 総則

第1条 本会は、滄水会という。

第2条 本会は、事務所を職業能力開発総合大学校（神奈川県相模原市緑区橋本台4-1-1）内に置く。

第3条 本会は、理事会の議決を経て支部を置くことができる。

<改正後>

第2条 本会は、事務所を職業能力開発総合大学校（東京都小平市小川西町2-32-1）内に置く。

<改正理由> 職業大が小平に移転したため。

#### 第2章 目的および事業

第4条 本会は、会員相互の親睦と誘致を図ることをもって目的とする。

第5条 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報および会員名簿の発行
- (2) 図書および雑誌の発行
- (3) 講演会および講習会の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第6条 第5条に定める事業を行うため必要とするときは、本会に特別な機関を置くことができる。

#### 第3章 会員

第7条 本会会員は、正会員、特別会員および客員とする。

第8条 正会員は、職業能力開発総合大学校を卒業もしくは修了した者であり、かつ理事会の承認を得た者とする。

2. 正会員は、別に定めるところにより会費を納めることとする。

第9条 特別会員は、本会の目的に賛同し、理事会によって推薦を受けた者とする。

第10条 客員は、職業能力開発総合大学校の教職員で、本会の目的に賛同する者とする。

<改正後>

第8条 正会員は、職業能力開発総合大学校長期課程または総合課程を卒業した者および研究課程を修了した者とする。

<改正理由> 今後、職業大では総合課程において学士が輩出されるため。

#### 第4章 役員

第11条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計監事 2名

第12条 会長、副会長、理事、および会計監事は、正会員の中より総会において選出する。

2. 役員任期は3年とし、ただし再任を妨げない。
3. 役員に欠員を生じた場合には、理事会においてこれを選出し、その任期は残存期間とする。
4. 役員は、任期が終わっても、後任者ができるまで、その職務を続けなければならない。

第13条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は、会長および副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 理事は、会務を処理する。

5. 会計監事は、会計事務の監査に当たる。
- 第14条 理事の職務を補佐するため、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、正会員の中から会長が指名する者をもってあてる。

## 第5章 会議

- 第15条 総会は、通常総会および臨時総会とする。
2. 通常総会は、3年に1回これを開くものとする。
  3. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、また会員100名以上から審議事項を添えて請求があったとき、これを開くものとする。
- 第16条 総会は、開催日の3週間前に議案、日時、場所を公示し会長がこれを召集する。
2. 総会の議長および副議長は、正会員の中より互選する。書記は、議長が指名する。
- 第17条 総会は、次に掲げる事項について議決する。
- (1) 会則、その他の諸規則の制定および変更
  - (2) 事業報告および収支決算の承認
  - (3) 事業計画および収支予算の議決
  - (4) 財産の管理および処分
  - (5) 会長、副会長、理事、会計監事の選出
  - (6) その他本会に関する重要事項
- 第18条 総会は、正会員の1/15以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、書面をもって他の出席者に委任した者は出席者とみなす。
- 第19条 理事会は、会長、副会長、理事をもってこれを構成する。
- 第20条 理事会は、会長が召集し、その会議の議長となる。
2. 理事会は、前項に規程する構成員の2分の1以上の出席がなければ審議することができない。
- 第21条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 総会の議決した事項の執行
  - (2) 総会の提出する議案の作成
  - (3) 特別会員の推薦
  - (4) 支部の設置および廃止の決定
  - (5) 会員および資産帳簿の整備
  - (6) 諸内規の制定
  - (7) その他本会の運営に関する事項
- 第22条 本会の会議の議事は、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 資産および会計

- 第23条 本会の資産は次の通りとする。
- (1) 本会の別紙目録記載の財産
  - (2) 会費
  - (3) 事業にともなう収入
  - (4) 資産から生ずる収益
  - (5) 寄付金
  - (6) その他
- 第24条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。
- (1) 会費
  - (2) 寄付金
  - (3) その他
- 第25条 本会の会計年度は、10月1日から始まり3年後の9月30日をもって終わるものとする。

## 第7章 支部

- 第26条 支部は、地域別、学科別等会員の分布状態および集合の便に応じて組織するものとする。
- 第27条 支部は、第2章に定める目的および事業に準じた活動を行うものとする。
- 第28条 支部には、支部長および支部役員を置く。支部長は、支部活動を推進するとともに、本部、支部の連絡にあたる。

第 29 条 支部の会計は、すべて支部の責任とする。

## 第 8 章 会則変更

第 30 条 本会則を改廃するときは、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 第 9 章 解散

第 31 条 本会を解散するときは、正会員の過半数の同意を得なければならない。

第 32 条 本会解散の場合における残余財産の処分は、総会の議決するところによる。

## 第 10 章 補則

第 33 条 会員は、次の帳簿を閲覧することができる。

- (1) 財産目録
- (2) 会計帳簿
- (3) 総会および理事会の議事録
- (4) 会員名簿

## 附則

本会則は、昭和 43 年 9 月 16 日より施行する。

昭和 48 年 11 月 18 日一部改正

昭和 51 年 11 月 13 日一部改正

昭和 59 年 10 月 25 日一部改正

平成 2 年 11 月 17 日一部改正

平成 5 年 10 月 30 日一部改正

平成 11 年 10 月 30 日一部改正

平成 20 年 11 月 22 日一部改正

平成 23 年 9 月 10 日一部改正

<追加>

附則

平成 26 年 10 月 18 日一部改正

## ◇会費に関する細則

第 1 条 本会の会則第 8 条に規程する会費は、終身会費 10,000 円とし入会時に納入する。

## ◇選挙に関する細則

第 1 条 本会の会長、副会長、理事および会計監事の選挙は、この細則によって行う。

第 2 条 前項の選挙に関する一切の事務は、選挙のつど選挙管理委員会を設けて行う。

2. 選挙管理委員会は、理事会において委嘱する。

3. 選挙管理委員会は、委員の互選で選挙管理委員長を定める。

第 3 条 選挙は直接無記名投票によって行う。

第 4 条 選挙は、役員定数の連記とし、投票数の多い者を当選とする、但し、立候補者が定数を超えない場合は信任投票とする。

第 5 条 選挙の結果、同点の場合は入会順に、同時入会の者は年齢順によって当選を決める。

第 6 条 選挙管理委員長は、総会開催 30 日前までに役員選挙に必要な事項を公示しなければならない。

第 7 条 役員に立候補しようとする者は、書面により総会の 10 日前までに選挙管理委員長まで届出なければならない。

## ◇寄付行為に関する細則

第1条 この細則は、次に掲げる寄付行為について定める。

- (1) 同窓会の維持発展を目的とした寄付行為
- (2) 記念事業にかかる寄付行為
- (3) その他の寄付行為

第2条 会の維持発展を目的とした寄付は、正会員の入会后20年ごとに募集することとする。

2. 寄付金は、1口5,000円とする。

第3条 記念事業にかかる寄付は、そのつど記念事業寄付委員会（以下、実行委員会という）を設けて、募集することとする。

2. 実行委員会は、理事会において委嘱する。

## ◇入会前受金に関する細則

第1条 本会の会則第8条に規程する会費を納入するための前受金として、職業能力開発総合大学校に入学した者から会費相当額を徴収する。

2. その者が何等かの理由により卒業に至らない場合は、前受金を返還するものとする。

第2条 前受金は、その者の卒業時に会費として本会計に繰り入れるものとする。

## ◇滄水会賞授与要領

### 1. 趣旨

職業能力開発総合大学校の同窓会である滄水会は、創立以来30周年を迎えた。

これを機に滄水会は、後進に「科学・技術・技能」の三位一体の能開総合大魂をさらに一層醸成することを期待するとともにその成果を評価すべく、「滄水会賞」（以下会賞という。）を設けこれを授与するものとする。

### 2. 受賞対象者

職業能力開発総合大学校長期課程4学年在籍者で、将来、社会において大いに貢献が期待される者を対象とし、各工学科1名以上にこれを授与する。

<改正後>

### 1. 趣旨

職業能力開発総合大学校の同窓会である滄水会は、創立以来30周年を迎えた。

これを機に滄水会は、後進に「科学・技術・技能」の三位一体の職業大魂をさらに一層醸成することを期待するとともにその成果を評価すべく、「滄水会賞」（以下会賞という。）を設けこれを授与するものとする。

<改正理由> 職業能力開発総合大学校は近年その略称を“職業大”としているため。

### 2. 受賞対象者

職業能力開発総合大学校長期課程もしくは総合課程4学年在籍者で、将来、社会において大いに貢献が期待される者を対象とし、各工学科1名以上にこれを授与する。

<改正理由> 長期課程の募集が終了し、今後の職業大では総合課程のみが学士課程となるため。

### 3. 推薦基準

(1) 各工学科からそれぞれ1名以上の推薦を受ける。ただし、該当者なしの場合もあり得る。

(2) 推薦を受ける者は次の各号のいずれかに該当すること。

- ①人物および学業が優秀であること。
- ②一芸に秀でていること。

### 4. 会賞候補者受付期間

会賞候補者の受付期間を毎年12月15日から12月31日までとする。

### 5. 審査委員会

- (1) 会賞候補者を厳正に審査するための審査委員会を置く。
- (2) 審査委員会の運営要領については、別に定める。
6. 会賞  
会賞は、賞状および副賞とする。
7. 会賞授与  
会賞は、毎年度当該課程の卒業式当日、滄水会会長から授与する。
8. その他  
この要領は、平成8年1月1日から実施する。  
平成23年9月10日一部改正

<追加>

8. その他

平成26年10月18日一部改正

### ◇滄水会賞授与審査委員会運営要領

1. 構成  
滄水会関係者（会長、副会長）と職業能力開発総合大学校関係者（校長、副校長、長期課程部長、学生部長）で構成する。

<改正後>

1. 構成

滄水会関係者（会長、副会長）と職業能力開発総合大学校関係者（校長、副校長、学生部長）で構成する。

<改正理由> 長期課程の募集が終了し、今後の職業大では総合課程のみが学士課程となるため。

2. 審査  
審査委員会は、各工学科から受けた被推薦者が会賞授与要領の「3. 推薦基準」に適合しているかを厳正に審査する。
3. 審査日  
審査委員会を毎年2月初旬に開催する。
4. 審査基準
  - (1) 審査の上、各工学科から1名以上選考することを原則とする。
  - (2) 卒業が確実に見込まれる者であること。

## 事業計画（案）

2014年10月1日～2017年9月30日

1. 事業毎に部門長及び担当者を決め、同窓会活動の活性化を図る。
2. 各部門活動内容
  - (1) 名簿管理部門
    - 個人情報保護法に従い適切な会員情報の管理及び更新
    - 滄水会名簿（平成26年度版）の管理及び保守
  - (2) 企画部門
    - 総会及び理事会の運営
    - 滄水会賞に関する審査会及び授与式の運営
    - 同窓生の交流が活発になるようなイベントの企画及び運営
  - (3) 総務部門
    - 運営費の管理
  - (4) 国際部門
    - 海外在住の同窓生との交流の活発化
  - (5) 広報部門
    - 滄水会ニュースの発行（第25号、第26号、第27号）
    - ホームページやメールマガジン等による情報発信
    - 職業大在校生に対する入会案内
  - (6) 組織部門
    - 同窓生間の交流や情報発信が円滑に行える組織（仕組み）の検討及び構築
3. その他の活動
  - (1) 入学式・卒業式への出席

### 活動計画

<2014年度> (平成26年度)	
2014.12	第1回 学内理事会（新役員顔合わせ・引継ぎ他）
2015. 2	第20回 滄水会賞審査委員会
2015. 3	理事会、卒業式・滄水会賞授与式（長期課程 第51期生）
<2015年度> (平成27年度)	
2015. 4	入学式（総合課程 第4期生）
2015. 7	滄水会ニュース（第25号）発行
2016. 2	第21回 滄水会賞審査委員会
2016. 3	理事会、卒業式・滄水会賞授与式（総合課程 第1期生）
<2016年度> (平成28年度)	
2016. 4	入学式（総合課程 第5期生）
2016. 7	滄水会ニュース（第26号）発行
2017. 2	第22回 滄水会賞審査委員会
2017. 3	理事会、卒業式・滄水会賞授与式（総合課程 第2期生）
<2017年度> (平成29年度)	
2017. 4	入学式（総合課程 第6期生）
2017. 7	滄水会ニュース（第27号）発行
2017.10	滄水会 通常総会開催



## 第6議案

## 予算（案）

2014年10月1日～2017年9月30日

## (1)一般会計

収入の部		
項目	予算額	備考
前期からの繰越	3,226,882	
終身会費	2,150,000	新入会員（平成26年度卒業生～平成28年度卒業生）等
維持寄付	3,000,000	特別会計3-2（生協）より
雑費	10,000	利息等
合計	8,386,882	

支出の部		
項目	予算額	備考
総会費	500,000	2014年職業大開催
会員データベース更新・管理費	600,000	会員データの修正、新規会員の登録等（200,000×3年間）
新入生入会案内	100,000	平成27年度新入生～平成29年度新入生用
滄水会ニュース	3,000,000	滄水会ニュース（25号～27号）印刷代及び送付代（総会案内を含む）
滄水会賞費	1,000,000	審査委員会等
事務費	400,000	事務用品、事務補助費等
通信費	150,000	郵便料金
会議費	100,000	理事会等
部門活動費	200,000	
雑費	200,000	慶弔費、口座徴収料負担等
次期繰越	2,136,882	
合計	8,386,882	

※2008年以降より懇親会費の項目は削除。懇親会費で残が出た場合には、一般会計収入の部の雑費に計上することとした

## (2)特別会計1:新入生前受金

収入の部		
項目	予算額	備考
平成27年度新入生	800,000	平成31年4月一般会計へ振替
平成28年度新入生	800,000	平成32年4月一般会計へ振替
平成29年度新入生	800,000	平成33年4月一般会計へ振替
合計	2,400,000	

支出の部		
項目	予算額	備考
平成26年度卒業生	920,000	平成23年度入学生
平成27年度卒業生	680,000	平成24年度入学生
平成28年度卒業生	540,000	平成25年度入学生
雑費	10,000	
合計	2,150,000	一般会計へ振替

## (3) 特別会計2: 滄水会基金

収入の部		
項目	予算額	備考
前期からの繰越	14,112,017	
雑費	10,000	受取利息
一般会計より振替	0	
合計	14,122,017	

支出の部		
項目	予算額	備考
支出	0	
合計	0	

## (4) 特別会計3-1: 維持寄付

収入の部		
項目	予算額	備考
前期からの繰越	2,342,257	
維持寄付	800,000	2014年10月～2017年9月分(対象31回卒～33回卒)
雑費	10,000	受取利息
合計	3,152,257	

支出の部		
項目	予算額	備考
支出	0	
合計	0	

## (5) 特別会計3-2: 維持寄付(生協)

収入の部		
項目	予算額	備考
前期からの繰越	12,450,445	
名簿広告費、賛助金、名簿代	3,000,000	
雑費	10,000	受取利息
合計	15,460,445	

支出の部		
項目	予算額	備考
名簿発行費	4,500,000	名簿発行費
一般会計へ	3,000,000	滄水会ニュース(25号～27号)
合計	7,500,000	